

冒頭、この法案に関連して、ちよつと通告させていただきます。例の安倍総理の九条に自衛隊の存在を明記するというあの問題について少し御質問させていただきたいと思ひます。

この度の防衛省設置法のこの改正法案ですけれども、その第一条で、先ほどの佐藤委員の資料にもございますけれども、陸海空の自衛隊、一人単位まで人数を、要員の人数を法律で規定しております、一人単位までですね。防衛省の事務方で結構なんですけれども、我が国のほかの組織で、警察や消防など、こういう一人単位まで要員を法律で規定している組織、ほかにあるかどうか御存じでしょうか。御存じだったら挙げていただきたいと思ひますが、事務方で結構です。御存じなければそのまま結構です、通告していませんので。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。ちよつと手元に資料ございませんけれども、防衛省については先生の御指摘のとおりです。自衛隊法、設置法等々で定員について全部決めております。

それで、国家公務員全体については定員法の中で規定されていると存じますけれども、各省庁においてどうかということまで、申し訳ありません、ちよつと今手元に資料ございません。

○小西洋之君 私の調べた範囲では、ほかにはこういう組織について一人単位まで法律で定めている例は恐らくないと思ひます。私はこの仕組み、非常に意義深い仕組みだと思ひます。我々国会議員がもし自衛隊の組織を変えるときに、この増員あるいは減らす、これは一体何のために、またそれが本当に必要な性、合理性があるのかどうか、しっかりと国会が審査をする。すなわち、自衛隊という最強の実力組織のままに組織の在り方について国民代表の立法府でしっかりと議論をして決定をする、この仕組みはもう非常に重要な仕組み。

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋でございます。まず、防衛省設置法等の法案に関連する質問を行わせていただきたいと思います。

緒に、大政翼賛会つくって一緒にやっちゃって来たわけでございますけれども、軍部の暴走、政治の暴走によって国民に戦争の惨禍をもたらしたという経験に照らして極めて重要なものだと思うんですが、仮に自衛隊の存在を九条に明記すると、こういう非常に、我が国のこの自衛隊というのは非常に民主的な統制に基づく仕組みをこの法律の上でもつくって来たわけですが、仮に自衛隊の存在を憲法に明記すると、もうこういう面倒くさい仕組みやめよう、もう国会の審議など一人単位まで得て了解を取るんじゃないか、自衛隊・防衛省が自由に、ある程度自由に自衛官の人数なんかを決めることができるんじゃないか、すべきじゃないかという議論が私は平気でどんどんまかり通ってくると思ひますが、防衛大臣、そうしたことについてちよつとどういう見解をお持ちでしょうか。通告はしていませんけれども、答えられる範囲でお願いいたします。

○国務大臣(福田朋美君) 今の憲法下においても自衛隊は合憲であるという解釈の下で法律を作っているわけでありまして、その定員については変わりが無いのではないかとこのように思ひます。

○小西洋之君 何かちよつと、全く何もかみ合っていないなかつた。

じゃ、ちよつと外務大臣、所管ではございませんけれども、内閣の一員として、国務大臣として連帯責任を負う立場でお答えいただきたいと思ひますけれども、自衛隊の存在を、私は自衛隊合憲論者です、専守防衛の自衛隊を国会議員としてもしっかり応援したいと思ひますし、私は、日米安保についても現時点では堅持をする、維持をする、いろんな問題は抱えておりますけど、沖繩の問題も含め、そういう立場です。ただ、私は、専守防衛で国民の命と国益を守ることが、あ

と外交の力でできると思ひついで、政策論的には安保法制は不要であり、かつ憲法的には絶対的の違憲でございますので、この委員会でも厳しく追及をさせていただいているんですが。

この自衛隊の存在を憲法に明記するということは様々な実運用面でも問題を生むと思ひます。先ほど申し上げましたように、多分ほかの国にも例がないと思ひます、一人単位まで法律で組織、人数を規律している例は。そうしたこれまでの民主的な自衛隊のこの統制の在り方というものが、憲法に自衛隊の存在を明記することによって、それが悪く使われて、こういうもう法律、自衛隊法で一々一人単位で書くのをやめようと、そんな議論も起き得るように思ひますが、外務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、現行憲法上、必要最小限の実力組織は認められていると考えており、現行憲法上も自衛隊は合憲であると認識をしておりますが、委員の質問は、憲法に今おっしゃったようなことを書いたならば問題があるのではないかと、どう考えるかという御質問だと思ひますが、実際のどのような改正が行われるのか、これ全く仮定に基づいての話ですので、この今の段階でそうした仮定に基づいた質問について具体的に何かお答えするのは適切ではないかと考えます。

○小西洋之君 ちよつと両大臣とも聞いたことに答えていただけないので非常に残念なんですけれども、ちよつと質問の方に別に移らせていただくと思ひますが、一言申し上げますと、歴代政府の九条の解釈の出発点、これは、非科学の不正行為によって解釈改憲を強行して集団的自衛権の論理を捏造した安倍内閣ですら採用している、七一閣議決定に書いている九条の解釈の出発点は、憲法九条はその文言として、我が国において、国際関係において一切の実力を行使することは禁じられているように見えます。九条というのはあらかも全否定のように文理解として受け止められると、そこから出発しているんですね。

私は、その九条の解釈の出発点の考えと、この自衛隊の組織、人数を一人単位まで法律で規律するという考えというのは、法的な意味でも極めて親和性を持った、かつ、先ほど申し上げましたけれども、政策面においても自衛隊を民主的な統制

でしっかりと規律する、国会の監督の下でという意味では非常に重要な法制度の在り方だと思いません。

ちなみに、九条三項に自衛隊の存在を明記すると、先ほど私が申し上げました九条の文言全体、今のは一項、二項を全体として一切禁じているように見えるという文理解釈なんですけれども、その解釈が失われることになりません。当たり前のこと、三項に自衛隊を書くわけですから。九条の二に自衛隊を書いて同じです。一見して九条は、一項、二項、三項から成る新しい九条は、一見して実力の行使を禁じるように見えるという解釈がなくなる。つまり、九条の解釈の論理構造そのものが変わってしまうわけになります。

またこの委員会でもしっかりと取り上げたいと思えますけれども、安倍総理の極めて、端的に申し上げますけれども、無邪気な、自衛隊の存在を明記するだけじゃないですかと極めて無邪気な、違憲の自衛隊を合憲化し、かつ、九条の解釈構造そのもの、つまり、九条の法規範性そのものを端的に言えば変質、破壊、また前文の平和主義の法理との関係も変質、破壊するつもりでもないことだというふうにご指摘をさせていただきたいと思えます。

じゃ、ちょっと具体的な法案の中身について質問をさせていただきたいと思えます。

この度の改正法なんですけれども、先般の、一議員として違憲の条約であるというふうにご指摘をさせていただきましたけれども、ACSAに基づいて法律を改正するというところでございます。

防衛省の事務方で結構なんですけれども、百条の十は、これは英国ですね。また、その前にはオーストラリアの規定もありますけれども、共同訓練、自衛隊とオーストラリアの軍隊とイギリスの軍隊が共同訓練をするということになっていまして、この共同訓練は、自衛隊法第六章に定められた自衛隊の行動について、この共同訓練が後々寄与するものが何か排除されていると、六章の自衛隊の行動の中の、集団的自衛権を始めと

して、何か排除されているものがあるというようにすることは、共同訓練ですから、六章のもの全てに概念としては、この法律の条文の訓練という文言は六章の全ての行動に対処し得るようなそういう概念になっていると、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

先生御指摘の改正法の自衛隊法の第百条の八、それから第百条の十、これに規定する訓練というのがございますが、条文の規定上、どのような目的、内容の訓練を行うかについては限定をこれに付していないところでありますので、排除をしないといふように考えてございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、内閣法制局に伺いますけれども、この自衛隊が行う外国の軍隊との共同訓練ということ、これまで政府解釈というものがございまして、私の手元に昭和五十五年の防衛庁長官の答弁がありますけれども、まず、当時の防衛庁設置法ですね、今の防衛省設置法、所掌事務に必要な範囲内のものとして、自衛隊は、憲法及び自衛隊法に従いまして、その任務の遂行に必要な範囲を超える訓練まで行うことはできません、例えば我が国は、憲法上いわゆる集団的自衛権の行使は認められておりませんから、自衛隊がそれを前提として訓練を行うことは許されません、また、自衛隊のために必要最小限を超えるものであつてはならないというふうにご指摘をさせていただきます、この政府答弁は今なお維持されているということ、よろしいでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 自衛隊は、憲法及び自衛隊法等の具体の法律の定めに従いまして、我が国を防衛することを始めとする種々の任務を任務としております。自衛隊が行う訓練の法的根拠は、防衛省設置法第四十一条九号に「所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。」というところでございまして、自衛隊が行う訓練につきましては、外国の軍隊と共に共同訓練を含めて、

その任務の遂行に必要な範囲内で行うものであることは当然でございます、その範囲を超える訓練を行うことはできないと考えております。

○小西洋之君 今、設置法との関係を答弁いただきましたけれども、私がお示した過去の答弁です、憲法との関係を言っているんですが、そこは変わっていませんか。具体的に答弁ください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 安保法制、いわゆる安保法制で整備された自衛隊法等の任務を含めまして全て憲法に適合していると考えております。したがって、法律で定められております所掌事務の遂行に必要な範囲内で行う訓練が憲法に違反するということはないと考えております。

○小西洋之君 まず、ちょっと簡潔にお答えください。

憲法に違反する訓練は、憲法に違反する行動を目的とする訓練は自衛隊は行うことはできない、それはその訓練自体が憲法違反になる、そういう解釈でよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほどお答えしたとおりでございます、あくまでも法律で定められておりますその任務の範囲内で行うのが訓練でございますので、その訓練が憲法に違反するということはないというところでございます。

○小西洋之君 法制局長官が答弁しているのは、これ憲法解釈を答弁しているんじゃないんです、法律は憲法に違反するわけじゃないから、その法律で認められている訓練だったら合憲に決まっていますという趣旨のことを言っているんですけれども。

過去の政府答弁では、先ほど読み上げましたです、で、昨日通告もさせていただきました、その任務の遂行に必要な範囲を超える訓練を行うことはできません。つまり、違憲である。なので、我が国は、憲法上いわゆる集団的自衛権の行使は認められておりませんから、自衛隊がそれを前提として行う、前提として訓練を行うことは許されないと、また、自衛隊のための必要最小

限度を超えるものであつてはならないわけであり、ますというふうにご指摘をさせていただきます、この憲法解釈は安倍内閣も維持しているということ、よろしいですか。あるいは、変えているんですか。明確に答えてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 同じ趣旨をお答えしているつもりでございますけれども、現在の自衛隊法等において定められております自衛隊の任務、活動というのは、国会でまさに御審議いただいた法律の規定に基づくものでございます。その法律の規定に基づく活動が憲法に違反するということではないと考えておりますので、法律の規定に従って行う訓練、所掌事務の範囲内で行う訓練というのが法律の規定を飛び越えていきなり憲法に違反するということ、そういう議論にはならないというところを申し上げているわけでございます。

○小西洋之君 答弁拒否三回やっていますが、

じゃ、答えてください。一般論として、自衛隊は、憲法に違反する行動を、何らかの活動を目的とする訓練を外国の軍隊と行うことはできない、その訓練自体がそういう場合は違憲である、違憲の行動となる、そういう理解でよろしいですか。当たり前のことを聞いていますよ。過去の法制局長官や大臣はちゃんと答弁しているのに、なぜあなたは答えないんですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 当たり前のことだろーと思ひます。まさに法律の具体の規定に従ってその活動を行うというのが自衛隊であろうと理解しております。

○委員長(宇都隆史君) 小西洋之君。小西洋之君、質疑を続けてください。答弁をしておりますので、質問の中で聞き出してください。

○小西洋之君 いや、だから、答えていないので、委員長、しっかりと議事整理をお願いしたいんですけれども。一般論として私言いましたよ。法律に基づいている行動をやっているれば憲法違反にならない

と、そんなことを聞いてるんじゃないかと、一般論として、憲法に違反する行動を共同訓練の目的として有する訓練を外国の軍隊と自衛隊が行うことは、その共同訓練の実施自体が憲法に違反する自衛隊の行動、活動になるといふ、そういう理解でよろしいですね。一般論として伺っています。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 何度も申し上げておりますけれども、自衛隊の活動につきましては、冒頭先生の御指摘もありましたシビリアンコントロールという観点が大変重要でございます。法律に従ってやはりその活動を規律するというのがもう大原則でございます。その法律が憲法の範囲内で制定されるべきものであるのは当然でございます。その範囲で行う自衛隊の活動が憲法に違反するということは基本本質というところでございます。

○小西洋之君 横島長官とは解釈改憲の憲法違反を暴く二年前の外交防衛委員会の質疑から何度も質問させていただいて、全く聞いていないことに論理的に破綻したことを一生懸命お答えになると、そういうようなことはされているんですけども、今回のようにあからさまな答弁拒否というのはそんなには、まあ過去にもありますけど、なかったのであきれおられますけれども、まあ分かりました。分かりました。認めなければなりませんけれども、時間がありますので。

じゃ、横島長官にもう一点伺わせていただきます。先ほど私が読み上げた昭和五十五年の三月の八日の防衛庁長官の答弁ですけれども、憲法上のいわゆる集団的自衛権の行使は認められておりませんから、自衛隊がそれを前提として訓練を行うことは許されないといふふうに政府として答弁されています。先ほど防衛省の事務方は、この度の法律の条文のオーストラリアやイギリスとの共同訓練といふものには集団的自衛権は排除されていないといふふうにおっしゃいましたけれども、集団的自衛権を目的とする共同訓練は憲法違反であるといふ過去の答弁があるのに、何で今回そういう法案

が国会に提出されているんですか。今回の法案は憲法違反ではないんですか。

過去の答弁、今から申し上げることを質問としてお願いますけれども、過去の答弁は集団的自衛権を、自衛隊が集団的自衛権を前提として訓練を行うことは許されないといふふうには言っていないんですけれども、なぜ今許されるようになったんですか。過去の答弁は変わってしまったんでしょうか。どういう意味になるのでしょうか。過去の答弁の理解の仕方を答弁いただきたいと思っております。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 理解の仕方について申し上げます。

昭和五十五年当時は、憲法の解釈として、およそ集団的自衛権というふうなものの解釈を認められないという解釈に立っていたわけなんです。その結果、自衛隊法上におきましても、国際法上集団的自衛権の行使に当たるといふようなものは一切その任務として規定されていなかったわけなんです。

これに対して、今般のまさにいわゆる平和安全法制による整備によりまして、まさに限定的な集団的自衛権の行使、国際法上はそのように評価されるような我が国を防衛するための必要やむを得ない活動といふのも自衛隊の任務として位置付けられたわけでございます。よって、そのような活動のための訓練といふことも当然可能であるとかつ憲法にも適合するといふことでございます。

○小西洋之君 もう答えは分かっているんですけど、時間がもったいないのでもう質問しません。いといふふうには言っているのをなぜできるようなことになったかという、この五十五年は、おおよそ認められない、集団的自衛権全体認められないんだけれども、このときに限定的な集団的自衛権ができたといふふうには政府として気付いていなかったというふうには言っているんですね。なので五十五年の答弁は限定的な集団的自衛権を目的とする訓練ができませんといふところまでは言っていないとい

う、完全に論理破綻したばかげたことを言っておるんですけども、そういう理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 全く違うと思っております。

○小西洋之君 じゃ、全く違うんだら、この五十五年の答弁を政府として今なお維持されているか、私、質問の、一番初めの質問からしたけど、それがあなた答えていないんですけれども、この五十五年の答弁を政府として今維持しているかどうか、この五十五年の答弁の中にある集団的自衛権といふのはどういう意味の、集団的自衛権のフルスペックなのか限定的なのか、それをお答えください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 二年ほど前にいろいろ議論をしたところでございますけれども、まさに昭和五十五年当時の憲法解釈を前提にお尋ねだと思っておりますけれども、その当時、いわゆる集団的自衛権と言っていたものはフルスペックの集団的自衛権のことであろうといふふうには考えております。

平和安全法制によつて自衛隊法等がまさに整備されたといふことでございますので、当時の答弁を維持するのかわりかといふ問い自体がなかなか成り立たないのではないかと、つまり前提が違うといふことでございます。

○小西洋之君 安保法制を含めて、過去の答弁を、集団的自衛権の解釈についての過去の答弁をなすもの、否定したことは政府、安倍内閣もないと思っております。五十五年の答弁は今なお政府として維持されているという理解でいいですか。イエスかノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 当時の答弁として維持はもちろんされているわけで、実際にされた答弁をなすものにするといふことはもちろんできません。いふわけでございます。

ただ、その読み方といたしまして、先ほど申し上げたように、当時は自衛隊法におよそ集団的自衛権の行使に当たるような活動といふのは全く規

定されていなかったわけでございますし、また憲法の解釈といたしまして、いわゆる集団的自衛権の行使は認められない、すなわちフルスペックの集団的自衛権の行使は認められないという前提で答弁をしていたものであるといふことは申し上げる必要があると思っております。

○小西洋之君 全く答えていないんですけど、昭和五十五年、先ほど指摘した答弁の中に示されている、政府としての訓練の在り方と憲法の関係についての答弁の中に示されている憲法解釈のその法理、それは維持されているといふ、つまりこの答弁を引き継いでいると、そういう理解でよろしいですか。引き継ぎ、維持し、引き継いでいるといふことでよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほどもお答えいたしました。昭和五十五年答弁にありまして、その任務の遂行に必要な範囲を超える訓練まで行うことはできませんとあります。そのとおりでございます。

○小西洋之君 ちよつと、横島長官、最近呼ばなくなつたら答弁が全くひびくなくなつていまして、ちよつとこれからしつかり呼んで、まあ、もう法制局長官としての法律違反、内閣法制局設置法に反する答弁ばかりされているわけですけれども、ちよつとそういうことをさせていかないといかぬと思っております。

じゃ、ちよつと次の質問に移らせていただきますけれども、この改正法の百十六条の三で、自衛隊が持っている不用となった装備品などを途上国に譲渡などするといふような条文が起こされておりますけれども、この譲渡した、途上国など渡した国が、自衛隊のこの装備品を武力行使に使うことをこの条文では禁止してない、武力行使に使うかどうかといふことについては禁止してないといふ解釈でよろしいでしょうか。防衛省の事務方で結構です。

○政府参考人(中村吉利君) お答え申し上げます。改正自衛隊法第百十六条の三の規定に基づきま

して、無償譲渡などを行う装備品等の譲渡先国における使用目的には様々なものがあり得ると考えられますところを、本規定におきましては、機動的な防衛装備協力を実施するため、平素からの防衛装備協力の一環として相手国の軍隊の用に供することが適当であると考えられる、災害応急対策等の活動を……(発言する者あり)は。

武力の行使が含まれているかということでございますが、法理上の解釈としましては、それは排除はされていないというところではございます。ただし、この規定の中では武器及び弾薬等を除外しておりますので、我が国が譲渡した装備品等が相手国の軍隊において直ちに武力行使のために用いられるということはなかなか想定し難いのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この規定につきましては、防衛装備移転三原則に基づきまして、日本国が歩んでまいりました平和国家としての理念を維持しつつ、移転に関しましては慎重に判断をしていくということには変わりはないところでございます。

○小西洋之君 今の答弁のとおり、法理としては譲渡した先の国が武力行使に使うことについては排除しない、禁止していませんね。

その前提として、答弁の最後でおっしゃっていただきましたけれども、安倍内閣が平成二十六年に行った過去の武器輸出禁止三原則を廃止して防衛装備移転三原則に変えて、この防衛装備移転原則に基づく政策であるというような答弁をしていくところなんですか。

またちよつと法制局長官との議論に戻らなければいけないんですが、法制局長官に伺いますけれども、このかつての武器輸出三原則ですね、三原則というのは憲法の平和主義の精神にのっとりたものであるという答弁をかつての内閣法制局長官は行っておられますけれども、この憲法の平和主義の精神にのっとりたものという、この平和主義というのとは前文の三つの平和主義ということでは

しいですね。イエスカノーかいいです。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 憲法上、いわゆる平和主義と言われているものを具体的に規定しているのは前文でございます。前文そのものは法規、規範ではございませぬけれども、それを現実化した規範、法規範として九条があると、そのように理解しております、広い意味で平和主義の精神と言ふときにはその前文に規定されていることを含んで当然おられます。

○小西洋之君 ちよつと余談です。今回、安倍総理が九条の三項に自衛隊を明記するというその言葉の前提として、九条の二項の平和主義は堅持すると言っているんですけれども、平和主義が規定されているのは憲法の前文なんです。その三つの前文がダイヤモンドのように具体化して結晶した、これ、最高裁の砂川判決の解釈でもあります、これが九条なんです。なので、九条に自衛隊の存在を、集団的自衛権ができる存在を明記するということは、前文の平和主義そのものを破壊することになるわけでございますが。

質問に戻らせていただきますけれども、今、横島長官が答弁いただいたことですが、私の手元に昭和五十八年の角田法制局長官の答弁がございまして。武器輸出の三原則なりその後の政府統一見解というものは、紛争当事国に対しては武器なり武器技術の供与をいたさないということを決めておるわけでございます、したがって、それが憲法の平和主義の精神にのっとりたものであるということは当然である。あるいは、武器を海外に出すことについて、平和主義の精神にのっとりた日本国として武器輸出三原則という規律を行っているというふうな言っておりますけれども、この解釈ですね、これは今も政府、変わらないう理解でよろしいでしょうか。武器輸出の在り方は憲法前文の平和主義によって規律されるんだと、そういう理解でよろしいですか、その憲法解釈は維持されていると。

○政府特別補佐人(横島裕介君) その平和主義に規律されているかどうかということでは、スト

レートにそのような答弁にはなっていないように思いますけれども、武器輸出三原則は憲法の平和主義の精神にのっとりたものである、適合しているという、その事実を述べているのではなからうかと思えます。現在の防衛装備移転三原則につきましても同様であらうかと思えます。

○小西洋之君 今長官が答弁されたように、こちらに過去の武器輸出三原則、二つの政府の見解が出ていますけれども、三木内閣のものでございます。憲法の平和主義の精神にのっとり武器の輸出を慎むと。これは紛争当事国だけではなくて全ての国に対して慎むということでありましたけれども。

じゃ、横島長官に伺います。憲法前文の平和主義の法理の一つに、全世界の国民の平和的生存権があります。日本国民だけではなくて全世界の国民が戦争によって、武力行使を行う戦争によって殺されることなく平和のうちに生きていく、そういう権利を全世界の国民が持っているんだということ、これを日本国憲法前文にその理念を書いているわけでございます。

外国に武器を輸出する、また先ほど答弁いただきましたけど、今般の改正法によって自衛隊の装備を渡した国がその装備を武力行使に使えば、その武力行使の相手国の国民を殺してしまう、その相手国の国民の平和的生存権を破壊する、侵害することになりますけれども、こうした防衛装備移転三原則がなぜ憲法の前文の全世界の国民の平和的生存権を確認しているこの法理に違反しないのか、分かりやすく日本語で、分かりやすく論理的な日本語で答弁ください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) その憲法前文のその平和的生存権ということは大変大事でございます。それに対して、武器というものをどのように御覧になつておられるかでございますけれども、武器というものがむやみやたらに人を殺傷すると、そういう意味では侵略の道具にももちろん使われる可能性はあります。ただし、他方、防衛のため、国民

を守るためにももちろん使われるということ、これが大宗であらうかというふうに思います。その意味で、武器の輸出につきましては、それがどのように使われることになり得るのかと、なるのかという、そこをまさに着目して規律する必要があるかと思えます。

その上で、侵略あるいは虐殺等のために使われるような武器を輸出するということとは、これは憲法前文の精神、まあそれ以前に、やはり我が国の在り方としてこれは行うべきじゃないことはもう至極当然であらうかと思えます。

それに対して、やはり平和的な目的あるいは自衛の目的、そういう形で用い得る、あるいは用いることになることが想定される武器というものもこれまたあるわけでございます、そういう意味で、そのようなものの輸出までが憲法の精神から禁じられているということではないというふうに考えております。

○小西洋之君 横島長官、議会の歴史上初めての答弁をしたんですが、ぶつたまげる答弁ですけど、今の答弁の趣旨は、国際法上許されている集団安全保障あるいは個別的自衛権や集団的自衛権、それに使用するものであれば、輸出の相手国が使用する場合は、憲法前文の全世界の国民の平和的生存権を確認するこの法理に違反しない、矛盾しないと、そういう政府解釈、憲法解釈で政府としてはいいと、そういう理解でよろしいですか。端的にお答えください。防衛、自衛のためと云っているんだから。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 別の言い方をしますと、国際紛争を助長するようなことにならなかつたか、あるいはまさに国際法に違反するような侵略等の行為に使われることを承知の上でこの武器を輸出するということとは、これはまさに平和的生存権を保障すると述べている憲法の精神に反するであらうかということ述べているわけでございます。

○小西洋之君 聞いたことに答えていただけませんか。

集団安全保障あるいは国連憲章の五十一条に規定されている個別的自衛権や集団的自衛権のために使う場合には、武器を輸出しても、その相手国がそういう使い方をする場合に憲法前文の全世界の国民の平和的生存権を確認するこの法理に矛盾しない、憲法に違反しないと、そういう政府解釈でいるということではよろしいですか。

もうイエスカノーかできちんと、あなたは法制局長官なんだから論理的に答えなさいよ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 我が国の憲法第九条というのは、我が国として戦争を放棄して、まさに平和主義、専守防衛の立場に立つというそういうことを明らかにしているわけでございませぬけれども、憲法九条といいますが、他国の軍隊に適用されるわけでももちろんございませぬ。その意味で、我が国が輸出あるいは提供した武器というのをどのように用いるかというのは、当然その提供を受けた他国、外国の責任において行われることであらうかと思ひます。

その意味で、その他国が自衛のために例えば集団的自衛権の行使あるいは集団安全保障措置に参加するということについては制約がない国であるとするならば、それは国際法上、適法、合法的活動にその我が国が提供した武器が使われるというようなことは、我が国の憲法で禁ずることではなからうかと思ひます。

特に、我が国が提供する武器等が、我が国の憲法上、その提供行為が我が国の憲法に抵触するかどうかということにつきましては、まさにその一体化の議論という形でこれまで議論をさせていただいております。戦闘現場で武器等を提供するということは、これはその提供行為そのものが我が国が武力を行使するものと評価され得るということ、これは憲法上問題があるということ、申し上げているわけでございませぬ。(発言する者あり)

○委員長(宇都隆史君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(宇都隆史君) 速記を起こしてください。

い。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほど、憲法九条そのもの、まさに憲法規範としての九条についてのお答えをいたしました。それは、我が国の活動がまさに憲法規範に違反するかどうかという判断基準は九条そのものであるからでございます。お尋ねがその憲法前文に関するお尋ねでございますので、その点補足させていただきますけれども、憲法前文、いわゆる平和的生存権の保障の範囲も全く同じであるというふうに考えております。

○小西洋之君 論理的に全く答えていないですけれども。横島長官、平成二十六年の防衛装備移転三原則のこの閣議決定に際し、内閣法制局として、憲法の前文の平和主義の法理とこの防衛装備移転三原則ですね、武器輸出を解禁した、これが憲法の前文の平和主義の法理と矛盾、違反しないか内閣法制局として審査いたしましたか、どうぞ。意見事務を行いましたか、あるいは審査事務でも結構ですけれども。

○政府特別補佐人(横島裕介君) この閣議決定に先立ちましてチェックはしたと記憶しております。○小西洋之君 ちよつと委員長に、今、理事に告示し、虚偽答弁でございませぬ。

私の手元に、平成二十七年六月九日の外交防衛委員会、この委員会での横島長官の答弁がございます。「防衛装備移転三原則について、法制局として審査をしたという事実はございませぬ」と明記しておりますので、今の法制局長官の答弁の真意を確認いたしたいと思ひます。私の質問は今と同じです。あつ、じゃ、ちよつと委員長にこれをお示ししますので、うちの党の理事にお渡しさせていただきますので、虚偽答弁です。

○委員長(宇都隆史君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(宇都隆史君) 速記を起こしてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 突然のお尋ねでございまして、この閣議決定した記憶がございませぬので、チェックしたとお答えいたしましたけれども、ちよつと事実関係は詳細確認した上で改めてお答えさせていただきます。

○小西洋之君 憲法前文の平和主義と今回の条文の関係ですね、輸出の関係、武器輸出の関係について質問すると通告しておりますので、通告がないというその答弁自体がおかしい答弁であると思ひますけれども、まあ、じゃ、ちよつともう進ませてください。

あつ、じゃ、ちよつとただ、これはやつぱり虚偽答弁、おかしい、あつては、議会としては——まあ、じゃ、事実を確認して理事会に報告すると、そのことだけ委員長、お引き取りいただきたいと思ひます。

○委員長(宇都隆史君) ただいまの発言におきましては、後刻理事会で協議をさせていただきます。○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。つまり、横島長官は審査してないので、前文の平和主義、全世界の国民の平和的生存権と矛盾しないかどうか、武器輸出がですね、答弁できないですね。これが今、我が国の議会政治の実態であるということでございます。

ですので、今、この改正法案について国会議員として指摘させていただきますけれども、これ違憲立法です。集団的自衛権を目的とする共同訓練を解禁していますから違憲立法。また、憲法前文の平和主義の法理というものに反する武器輸出を、まあ、財政法上の特例とはいえ措置して条文中書いていますが、これ違憲立法です。違憲無効の法案である、そのように御指摘をさせていただきます。ちよつと、横島長官、もう一回、もう一つ聞きますけれども、先般の外交防衛委員会、私、共同訓練ですね、カール・ビンソンとの共同訓練、そして米艦、補給艦を、米艦防護するというよう

なことについて質問させていただきましたけれども、そういう自衛隊の行動ですが、今般の共同訓練や米艦防護について、内閣法制局として意見事務を行っておりますでしょうか。防衛省を呼んで、これが憲法に違反しないかどうかの内閣法制局としての審査を行っておりますか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 今般の具体のその共同訓練についてのお尋ねだと思いますけれども、先日お答えしたとおりでございます。その共同訓練はまさに自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化を目的として実施されたものであると理解しております。武力による威嚇に当たる疑いはいりませんので、特段その意見を申し上げるという状況にはないというふうに考えております。

○小西洋之君 だから、内閣法制局設置法に基づく意見事務あるいは審査事務は行っていないということですね。イエスカノーかだけで答えてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほどお答えしたとおりでございます。意見事務を行っております。○小西洋之君 私、かつて総務省で十二年間勤務していましたが、こういう場合は内閣法制局は意見事務を発動するんです。憲法に抵触するような行政行為が、行政の行為が行われるような可能性がある場合には、その省庁を呼んで憲法に違反しないかどうか審査するんです。私も一回、総務省時代に内閣法制局から、向こうから電話が掛かって、呼んで、審査をいただいたことがございます。今の横島長官は法制局設置法に違反している、そういうことを御指摘させていただきます。

では、ちよつと米艦防護について質問をさせていただきます。これ武器等防護ですね、自衛隊法九十五条の二に關する運用の指針を昨年の十二月に政府は出されておりますけれども、これ、防衛省で結構ですけれども、この武器等防護は、いわゆる平時の場

合、重要影響事態でも武力紛争が起きてくる場合には、重要影響事態の場合のみに適用されるんだというふうな、そういうふうな趣旨の答弁が中谷大臣、安保国会でありますけれども、この武器等防護というのはいわゆるこの平時に行われると、我が国に対する存立危機事態やあるいは武力を起因とする重要影響事態が起きていたときには発動、法律上発動できないと解釈するという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

自衛隊法の第九十五条の二による米軍等の部隊の武器等防護であります。法文上は、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定されていることから明らかかなように、この現に戦闘行為が行われる現場で適用の要件は、これは欠くということになります。このため、武力紛争の発生が前提であるところの存立危機事態でありますとか、まさに先生御指摘になりました武力紛争が発生している重要影響事態については、武力紛争に対処している米軍等の警護を行うことではないと、このように考えてございます。

○小西洋之君 警護を行うことではないというのは、この法律上できないということですか。法律上できないという解釈でよろしいんですか。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

重要影響事態には武力紛争が発生している場合とそれから武力紛争が発生していない場合が考えられるわけですが、まず、武力紛争が発生していないときの重要影響事態については、これは本条により、自衛隊と連携して補給、輸送等を行っている米軍等を警護することは考えられるわけがあります。

他方で、武力紛争が発生している重要影響事態の場合には、当該武力紛争に対処している米軍等の部隊に対する侵害行為、これは米軍等に対する武力攻撃の一環として行われるものと考えられますので、防衛大臣が本条により当該部隊の武器等の警護を行うという判断をすることはないと、こ

のように考えております。

○小西洋之君 最後の、防衛大臣が判断することはないというのは、そういう判断をする場合は違法である、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(前田哲君) 繰り返しになりますけれども、武力紛争が発生している重要影響事態であります、この武力紛争に対処している米軍等の部隊への侵害行為、これは米軍等に対する武力攻撃の一環として行われるものというふうな考えられると思います。この場合に、防衛大臣が本条により当該部隊の武器等の警護を行うという判断をすることは、法律に基づいて判断をすることは、ということではありません。

○小西洋之君 判断することがないという答弁は、政策論として判断することがないという趣旨なのか、この条文の趣旨として判断することが法律上禁止されているという趣旨なのか、どちらか明確に答えてください、ちよつと簡潔に。

○政府参考人(前田哲君) さっきお答えしたように、要件として、現に戦闘行為が行われる現場では適用の要件を欠くということになりますので、そのような判断をする場合には法律に反している判断になると、こういうことだと思えます。

○小西洋之君 横島長官と違って、最後には明確にいただきました。

で、ちよつと、引き続きこの指針の趣旨ですけれども、情報公開の在り方ですね。今回、米艦防護をやったということ、国会議員にも一言も、やったかどうかも含めて全く説明をしないということになっていくわけでございますけれども、指針の中にこのような文言がございます。特異な事象が発生した場合などについては速やかに公表する、というふうな言っていますけれども、この特異な事象が発生した場合等に公表するということ、は、当然、この特異な事象が発生して武器等防護を行った場合は、その武器等防護をやった、どういふ武器等防護をしたかということについても絶対公開すると、そういう文章の、指針の理解、解釈でよろしいでしょうか。

○政府参考人(前田哲君) お答えします。

一般に自衛隊の対応については可能な限り、運用に支障のない範囲で御説明をできていくわけであり、米軍等の警護の実施についても可能な限りの情報をこれは開示する考えでございます。

運用指針に記載し、国会でも御答弁申し上げており、米軍等を警護している際に自衛隊又は米軍等に対し何らかの侵害行為が発生した場合など特異な事象が発生した場合には、事実関係を速やかに公表する、このように運用指針に記載しているところでございます。

○小西洋之君 ミサイルの問題についても、おとつきの二十一日、質問したかったんですが、時間ですので終わります。

ありがとうございます。